

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条例第9号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり、京都市祥豊児童館ほか2館を新設することとしました。

- 1 京都市祥豊児童館を京都市南区吉祥院三ノ宮町106番地に設置します。
- 2 京都市川岡東児童館を京都市西京区下津林東大般若町44番地に設置します。
- 3 京都市桃山東児童館を京都市伏見区桃山町伊庭16番地に設置します。

この条例は、各児童館に関する部分につき市規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用の許可の申請その他京都市祥豊児童館、京都市川岡東児童館及び京都市桃山東児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第9号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市山王児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市祥豊児童館	京都市南区吉祥院三ノ宮町106番地
----------	-------------------

別表第1京都市桂徳児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市川岡東児童館	京都市西京区下津林東般若町44番地
-----------	-------------------

別表第1京都市藤城児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市桃山東児童館	京都市伏見区桃山町伊庭16番地
-----------	-----------------

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、各児童館に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市祥豊児童館、京都市川岡東児童館、京都市桃山東児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)